

八街市公職選挙法令施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 9 月 9 日

八街市選挙管理委員会委員長 篠 塚 信 幸

八街市選挙管理委員会告示第 28 号

八街市公職選挙法令施行規程の一部を改正する告示

八街市公職選挙法令施行規程（昭和 41 年選挙管理委員会告示第 41 号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 8 号備考中「四 大きさは縦百二十センチメートル、横三十センチメートルとする。」を「四 大きさはおおむね縦百二十センチメートル、横三十五センチメートルとする。」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。